

はじまります 障害者自立支援法

【表1：自立支援給付】

自立支援給付	
介護給付 ・ホームヘルプ (居宅介護) ・短期入所 ・ケアホーム ・児童デイサービス など	訓練等給付 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・共同生活援助 (グループホーム)

【表2：自立支援給付の費用負担の種類】

内容	施設に入所している場合		グループホームを利用している場合		通所・ホームヘルプサービスを使う場合	
	人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費	人的サービス	食費・光熱水費	人的サービス 食費など ※通所のみ
負担	定率負担 (減免有)	実費負担 (減免有)	実費負担 (医療費は健康保険)	定率負担 (減免有)	実費負担	定率負担 (減免有)

【表3：所得段階ごとの負担上限額の設定】

区分		月額の上限
生活保護	生活保護世帯に属する方	0円
低所得1	町民税均等割非課税世帯であって、障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下(障害基礎年金2級相当)である世帯に属する方	15,000円
低所得2	町民税均等割非課税世帯である世帯に属する方	24,600円
一般	町民税課税世帯に属する方	37,200円

利用者負担のしくみ

◎平成18年4月から障害者自立支援法により、利用者負担が変わります。

《自立支援給付の場合》

●自立支援給付には、ホームヘルプや短期入所、自立訓練などが含まれます。(表1)

①施設入所している場合

【種類】(表2)

『人的サービス』に関して、定率負担(※)になり、『食費・光熱水費』と『医療費など』が原則として実費負担(※)になります。

②グループホームを利用している場合

『人的サービス』に関して、定率負担(※)になり、『食費・光熱水費』が原則として実費負担になります。

③通所・ホームヘルプサービスを利用している場合

『人的サービス』に関して、定率負担(※)になり、『食費』などは実費負担になります。

(※)：軽減措置があります。

【負担上限額】
定率負担では、その利用者本人の属する世帯の収入により4つの区分があります。(表3)世帯の課税状況などが必要ですので、申告は必ずしてください。

《自立支援医療の場合》
●自立支援医療とは、①精神障がい者通院医療費助成(精神保健福祉法)、②更生医療(身体障害者福祉法)、③育成医療(児童福祉法)が1つの制度になったものです。

負担上限額の段階

利用者負担は、原則1割負担です。しかし、世帯の資産状況などにより負担上限額が8段階に分類されます。(表4)

【表4：自立支援医療の負担上限額】

所得区分	生活保護世帯	町民税非課税世帯		町民税課税世帯		
		本人の収入が80万円以下	本人の収入が80万円以上	所得割2万円未満	所得割20万円未満	所得割20万円以上
負担上限額	0円	2,500円	5,000円	原則1割 (健康保険の自己負担限度額)	対象外	
				重度かつ継続の方(※)		
				5,000円	10,000円	20,000円

※重度かつ継続の方：重度の障害であり、なおかつ継続して治療を続けなければならない方。

(1) 保険適用の高額医療を年間3回以上利用している方

(2) 認知症、薬物・アルコール依存症、統合失調症、躁うつ病、てんかん等疾病の方

(3) 情動及び行動障害、不安及び不穏状態のため集中・継続的な通院治療が必要な方

負担上限額は「同一医療保険加入世帯」を単位として決定されます。医療保険の加入関係が異なる場合、税制の取扱い(扶養親族など)に関係なく「別の世帯」として取扱われます。

障がいを持つ方やその家族、関係者の方々へ

悩み・心配ごと・困りごとなどありませんか？福島県障がい者社会参加促進センターでは、『障がい者110番』を行っています。

相談内容は2種類あります。

【一般相談】日常生活の心配ごとや悩みなどを専門相談員が対応します。

【専門相談】相続・財産・契約・人権問題などを弁護士が対応します。

相談は、すべて無料・極秘扱いですので、安心してご相談ください。

●相談先●

福島県障がい者社会参加推進センター(福島県庁東分庁舎)
 ☎024-528-7110
 (専用ダイヤル)

案内図

◆車…福島駅より5分 ◆徒歩…福島駅より15分